

## 第4号議案

### 豊後大野市手数料条例の一部改正について

豊後大野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月24日 提出

豊後大野市長 川野文敏

#### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この案を提出するものである。

## 豊後大野市手数料条例の一部を改正する条例

豊後大野市手数料条例（平成17年豊後大野市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第41号を削り、同項第42号中「番号法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に改め、同号を同項第41号とし、同項第43号を同項第42号とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。